

資料6-2 安全装置等の標準規格化に係る論点について（独自基準の整理）

昇降機の安全に係る要求性能については、建築基準法上の基準に比して欧州規格の基準の方が幅が広いものとなっている。このため、「我が国独自の基準」として取り扱われるものは多くはないが、下記に掲げるような基準については、法令規定に定める最低限の要求基準として外せないものとなっている。

名称	具体的な独自基準の例	関係条文
地震時の安全に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の構造耐力上の安全性 ・地震時の各装置の脱落・接触等防止 ・地震時管制運転装置の設置 	建築基準法施行令第129条の4第3項・第三～六号 建築基準法施行令第129条の7第五号イ 建築基準法施行令第129条の10第3項第二号
安全プログラムの独立性・変更不可性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・戸開走行保護装置の論理プログラムの独立 ・戸開走行保護装置の論理プログラムの変更不可 	建築基準法施行令第129条の10第3項第一号 （業務方法書第3条(2)4)a.3②ホ・ト）
非常用エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・かごの戸を開いたまま昇降させる装置の設置 ・全階床停止が基本 	建築基準法施行令第129条の13の3
ドアの防火・遮煙性能	<ul style="list-style-type: none"> ・遮煙性能を規定 	建築基準法施行令第112条第9項・第14項第二号

資料6-2 安全装置等の標準規格化に係る論点について（装置単位の規格化）

部材・装置・構造の標準規格化については、性能評価や建築確認等の手続きの合理化を補完する方策として有意である。このため、手続きの合理化を進めていく観点から、個別の基準ごとに標準規格化ができるものについては、段階的な検討を進めていく必要がある。

<昇降機の確認・評価において標準規格を活用している主な例>

【材料の品質】

- ・主索の材料の品質（JIS G 3525等）
- ・支持ばり・かご枠・釣合おもり枠の材料の品質（JIS G 3101）

【構造】

- ・非常用エレベーターのかご・出入口の寸法及び積載荷重（JIS A 4301）

（参考）安全装置に係るJISの活用

- ・避雷設備（JIS A 4201）

<○ 規格化の活用にあたって留意すべき論点>

- ・工業製品としての規格であることから、試運転等による現場調整が必要な装置については、規格を活用した評価・確認はそぐわないのではないか。

⇒ただし、安全装置等については、工場で製造したものを、設計図面通り据付けることとしており、据付の段階で現場で判断して調整すべき事項というのは基本的にはないのではないか。

- ・安全装置に係る信頼性の検証については、プログラマブル電子安全装置（PESSRAL）を除いては、現行規格では任意に実施することにはなっており、新たな枠組みの検討が必要ではないか。